

不 第 1 1 2 号
令和 4 年 1 1 月 2 8 日

茨城県行政書士会事務局長 殿

水戸地方法務局首席登記官 河 村 光 章
(不動産登記担当) (公印省略)

法務局の新規施策に関する周知活動への御協力等について（依頼）
平素から、法務行政の円滑な運営につき、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

法務局では、所有者不明土地問題の抜本的な解決を目的として、令和 5 年 4 月から新たな制度が順次実施されます。

取り分け、令和 6 年 4 月から実施される相続登記の義務化は、それ以前に相続が開始した場合にも適用されるため、特に重要な施策として位置付けられております。

これらの制度は、国民生活に重大な影響を及ぼすものであり、効果的な周知・広報活動を進めていきたいと考えております。

つきましては、別紙のとおり記載例を作成しましたので、貴会のホームページへの掲載に御協力いただくとともに、別添チラシを会員に配布の上、遺言書の作成等に係る相談に際し、相続登記の義務化に関する案内について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【連絡先】

水戸地方法務局不動産登記部門（担当：落合）
電話番号：029-221-5130（直通）